明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数の一部を改正する件（厚生労働五七）　一
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境三六～四七）　三
○少数生産車の型式を承認した件（同四八～五四）　四
○承認事業者の氏名又は名称を変更した件（同五五）　五
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、東日本高速道路株式会社高速道路工事一部完了、日本放送協会入札関係　八
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　八
会社その他
会社決算公告　八

告示

○厚生労働省告示第五十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び12の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数（平成二十二年厚生労働省告示第九十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

第四号イ中「にあっては、当該数に百分の五十を乗じて得た数」を「は、当該数が〇・〇〇三九の場合にあっては〇・〇〇二〇、〇・〇〇三七の場合にあっては〇・〇〇一八」に改める。

別表第一を次のように改める。